暴風警報又は避難指示（警戒レベル４以上）発令時の診療について

１　内科・小児科　【休日診療所】

(1) 診療開始時間前に暴風警報又は避難指示（警戒レベル４以上）（以下「警報等」という。）が碧南市に発表された場合

ア　午前８時前に「警報等」が解除された場合、通常どおり（９時～１２時、１３時３０分～１７時）診療します。

イ　午前８時の時点で「警報等」が解除されていない場合、午前の診療（９時～１２時）は休診します。

ウ　正午の時点で「警報等」が解除されていない場合、終日休診します。

エ　正午の時点で「警報等」が解除された場合、午後（１３時３０分～１７時）は診療します。

(2) 診療時間中に「警報等」が碧南市に発表された場合

「警報等」発表後、原則休診としますが、天候等の状況により診療を続ける場合もありますので休日診療所（電話０５６６－４８－４１４１）にお問い合わせください。

２　休日歯科　【休日歯科診療所】

(1) 診療開始時間前に「警報等」が碧南市に発表された場合

ア　午前８時前に「警報等」が解除された場合、通常どおり（９時～１２時）診療します。

イ　午前８時の時点で「警報等」が解除されていない場合、診療（９時～１２時）は休診します。

(2) 診療時間中に「警報等」が碧南市に発表された場合

「警報等」発表後、直ちに休診します。その後、「警報等」が解除された場合も休診です。

３　外科・その他

各診療機関にお問い合わせください。

４　障害者歯科　【障害者歯科診療所】

(1) 診療開始時間前に「警報等」が碧南市に発表された場合

ア　正午の時点で「警報等」が解除されていない場合、休診します。

イ　正午の時点で「警報等」が解除された場合、午後（１３時３０分～１７時）は診療します。

(2) 診療時間中に「警報等」が碧南市に発表された場合

「警報等」発表後、直ちに休診します。その後、警報が解除された場合も休診です。